

## 地域の雪置き場としての公園利用のルール

公園に雪を入れることは原則禁止ですが、町内会と札幌市が『覚書』を交わし、責任とルールを明確にすることで、公園を地域の雪置き場として利用することができます。

### ●地域の雪置き場としての公園利用 町内会と札幌市が「覚書」を交わす



### ●公園利用のルール●

- ①遊具・樹木の周りに雪を置かない
- ②家庭用の除雪用具を使用する
- ③春の雪割・清掃を地域で行う

区内の公園では、遊具や樹木に雪を乗せる行為も見受けられます。このような行為は、大切な遊具や樹木を傷め修理に費用が掛かるだけでなく、子どもに危険が及ぶことにもなりますので、ルールの順守をお願いいたします。



滑り台の滑る部分は、雪が堆積されると壊れやすい。



雪が堆積されると丈夫なブランコも壊れてしまいます。

# ツルンと滑る道には・・・砂をまいて安全に！

冬季のツルツル路面での転倒による事故防止のため、札幌市では市内各所に砂箱を設置しており、中には滑り止め用の砂（砂袋）が入っています。

砂箱の中の砂は、誰でも自由に使うことができます。転倒事故をなくすためにも、道路がツルツルの時には、ぜひ砂まきにご協力をお願いいたします。

令和4年度 中央区砂まきPRポスター



作：専門学校札幌デザイナー学院  
大西 温太さん



定期的にパトロールをして砂箱に砂袋を補充していますが、空になっていることに気が付かれた方は中央区土木部維持管理課（TEL.614-5800）までご連絡下さい。

# 除雪は時間との戦い。『かき分け除雪』へのご理解を！

札幌市では、目安として10cm以上の雪が降った時に、人や車の少ない深夜から通勤通学時間までの間で除雪しています。

限られた時間と限られた除雪機械で全ての道路を除雪するため、道路の両側に雪を寄せる『かき分け除雪』になります。

除雪作業を行った後に残った、玄関前や車庫前の雪かきは、地域の皆さまにご協力をお願いしています。



## 地域の皆様のご協力をお願い致します。

雪の多い札幌の冬を乗り切るには、札幌市の除雪作業だけでは難しいことが多いです。地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。ご意見・ご感想などがございましたら、右記までお気軽にご連絡ください。

中央区土木部維持管理課  
TEL.614-5800

